

## 6. ICカード導入の課題と対応策のまとめ

## 6.1 検討された課題事項と対応

「3. ICカードの位置付けに関する検討課題」、「4. 保険者事務に関する検討課題」、「5. 給付管理・報酬請求・審査支払事務処理に関する検討課題」においてICカードの位置付けと各関係機関の業務に沿って検討した課題事項と検討結果は表 6.1のように整理することができる。

表 6.1 課題事項と検討結果一覧

分類	検討項目	課題・論点	検討結果
ICカードの位置づけに関する検討課題	ICカードの制度上の位置付け	ICカードを被保険者証そのものとして位置付けるか、被保険者証とは別のものとして、たとえば受給者カードとして位置付けるか。	ICカードを被保険者証とし、要介護認定時に紙からICカードに切り替える前提で、表面記載事項、運用方法等を検討する。
		他の制度とICカードを共用するか、介護保険用の単独利用とするか。	費用負担の面、保有者の管理負担を勘案すると共用カードとすることが望ましいが、カード面の記載事項、運用体制等の調整を現段階で進めることが困難であるため、モデルシステムにおいては共用化することはせず、今後共用化のための調整を進める。
	カード面の記載事項	ICカードの記録内容は、入出力装置がないと確認できないため、人の目で見確認できる表面の記載事項の範囲を検討する必要がある。 また、表面記載事項の変更、追加のあり方についてもあわせて検討が必要となる。	被保険者証一面記載事項を基本的な記載事項とし、二～三面の要介護認定や給付制限に関する情報(最低要介護認定期間ごとに更新)のうち、受給資格確認等で必要となる事項はカード裏面等に追記する方式とする。
	カード発行対象者の範囲	カード発行対象者を被保険者証発行対象全員とするか、居宅の要介護者等に限定するか、コストと効果を勘案して検討する必要がある。ICカードの導入の効果が大きくなれば、発行対象者を広げることができる。ICカードを幅広い対象者に発行した場合のメリットを洗い出した上で検討を行う。	発行対象者は原則要介護者等とする。要介護認定を受けない第1号被保険者の被保険者証は従来どおりとするが、保険者の判断でICカード以外の安価なカードとすることも可とする。
カードの再利用	保険者にとってカードの発行費用は大きな負担となるため、再利用を前提とした運用を検討する必要がある。	使用済みのICカードを利用するためには表面印字の消去、ICカード記録の初期化等が必要となり、運用方法が確立されていない。 モデルシステムの運用を通じて技術面、運用面の検討を行い評価する必要がある。	

分類	検討項目	課題・論点	検討結果
保険者事務に関する検討課題	要介護認定事務	要介護認定結果確定時のICカードへの記録方法について、被保険者の負担とならない事務手続きを検討する必要がある。	新規申請は従来通りの方法で行い、要介護認定結果と共に要介護と判定された場合はICカードを送付する。 更新申請については、申請を郵送等によっても可能とし、認定結果通知後で保険者窓口において認定結果を書き込む。 変更申請の場合は、申請時と認定結果確定時の2回保険者窓口でのICカードの更新が必要となる。
	各種の給付条件等の届け出とカード内容の更新事務	要介護認定以外の保険給付条件について、サービス事業者でICカード上の情報をもとに確実に事務を行うためには、申請・届け出時において内容が確実にICカードに記録されるようにする必要がある。	事務処理運営上に留意すると共に、被保険者に対してICカードが手続き上必要であることを周知徹底する。
		公費受給資格については、ICカード上に記録しなければサービス事業者において介護報酬請求等の事務を正確に行うことができない。	公費受給資格については、管理主体が市町村以外であるものがあるが、ICカード上で受給資格を一元管理できるよう運用方式等の調整を図る。
	償還払い・高額介護サービス費の現物給付化	ICカードのサービス実績に基づき居宅介護サービス費、施設介護サービス費の償還払いを行うことについて、有効性と事務処理方式を検討する必要がある。	対象者が限定され、メリットが大きくないことなどから対象機能としない。
		ICカードに福祉用具購入費、住宅改修費の実績を記録し償還払いを行うことについて、有効性と事務処理方式を検討する必要がある。	福祉用具販売業者、住宅改修業者は指定事業者ではなく、システムの導入は困難と考えられる。居宅介護支援事業者が相談を受けた際に限度確認を行うことは実現可能である。
		ICカードのサービス実績に基づき高額介護サービス費、償還払いを行うことについて、有効性と事務処理方式を検討する必要がある。	審査支払より先行して高額介護サービス費の支給を行うことには問題があり、支払の迅速化のメリットが得られないため対象機能としない。
	高額介護サービス費の現物給付化	高額介護サービス費の現物給付を行うことについて事務処理方式を検討する必要がある。	高額介護サービス費は世帯の所得等により、負担の限度額が変わるため、事前に利用者の負担額を確定することが手続き上困難であるため、所得等によらず必ず適用される負担限度額に基づき現物給付化を行い、更に差額が出る場合は償還払いとする。
	電子申請手続き等の検討	被保険者からの各種の届け出や申請、サービス事業者が申請代行を行う場合の、ICカードを活用した電子申請について、有効性・実現方式について検討する必要がある。	ICカードを活用した電子申請については、技術的には実現可能となっているが、市町村の他の事務の電子化等と方式や運用体制について整合を図る必要があるため、モデルシステムにおいては対象外とし今後調整を図る。
	外字の取り扱い	氏名に外字等が含まれる場合の取り扱いを検討する必要がある。 ICカード上に外字コードを記録しても、保険者のシステム以外では正しい字を印刷できない。	カードの表面への氏名記載については、保険者ごとに外字を管理して対応し、サービス事業者側でICカード上の情報に基づいて印刷する帳票等については、カナ等の印刷で対応するか、事業者側での個別の外字登録等による対応となる。

分類	検討項目	課題・論点	検討結果
給付管理・報酬請求・審査支払事務処理に関する検討課題	サービス計画変更手続きの扱い	サービス計画、実績をICカードに記録する場合の、サービス計画変更時の手続きについて、サービス利用の自由度の向上、居宅介護支援事業者の負担軽減の観点から検討が必要である。	計画変更時の取り扱いは基本的に変更しない。計画変更に伴う、利用者負担額の変化の確認が現場で確実にできること、意図しない限度オーバーが起きることを防止できるなどの効果が期待できる。
	報酬請求の方法	限度管理対象居宅サービスの介護報酬請求の方法について、サービス実績をICカードに記録した場合、記録された実績に基づいて支払いを行うことについて実現可能性を検討する必要がある。	公費受給資格をICカードで一元管理することが、実現の前提となる。
	審査支払機関における受給者資格確認	ICカードによるサービス現場での資格確認を徹底した場合、審査支払機関での受給資格確認をなくすことが可能か検討が必要である。	事前検討で結論付けることは困難。モデルシステム運用を通じて、資格過誤の発生状況等を定量的に評価した上で結論を出す。
	利用者負担の電子決済化	ICカードを活用して、利用者負担の決済を行うための実現方式を検討する必要がある。	ICカードに費用の決済機能を持たせることは可能であるが、決済機関との運用方法の調整を行う必要がある。

## 6.2 課題事項の分類と対応の方向性

表 6.1に示すように、候補となるシステム機能について、IC カードシステム導入後の運用方法を実際の業務に沿って検証することにより、有効性、実現方式の検討と実現における課題を明らかにし、一部の機能については、その有効性が低いと判断された。これらは、机上検討による事前評価であるため、今後モデルシステムの構築と運用を通じて詳細な運用方法を設計し、実際にシステムを運用することで、更にシステムの有効性、運用面の実現性を検証していくことが必要である。また、現段階で有効性、実現性について評価を下すことが困難であるとされた項目も含まれ、こうした点についてもモデルシステムにおいて評価が必要となる。

電子申請機能や、他の公的 IC カードとの一体化等については他の制度とのかかわりや、社会的基盤整備の問題から、制度面・運用体制面で介護保険の領域だけではシステム実現上の課題を解決できない点も明らかとなった。こうした、介護保険以外の制度や手続きとの調整が必要となるものについては、関係する制度関係機関との調整を進めた上でシステム化を図ることが必要となる。